負担金の賦課の基準

（単位　千円）

試験研究の名称	年度	賦課基準	負担金の合計及びその積算根拠	構成員別の賦課金額及びその積算根拠
1				
2				
3				
4				
5				

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　経営革新計画の承認の申請については、この命令による改正後の規定にかかわらず、令和三年六月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。